

第 13 回 松田町 自治基本条例 審議会 レビュー

◆ 松田町 自治基本条例 条文案（素案）

- ① 各委員からの意見やこれまでの議論を踏まえ、会長素案が示されたところ、委員からは会長素案の内容で概ねの了解を得られた。

- ② 【第 5 章 行政運営】における第 17 条（行政評価）の第 2 項の文末表現について、会長素案で、「…努めなければなりません。」としている部分を、既に行政評価（PDCA サイクル）を行っていることから、「…しなければなりません」に修正する。

- ③ 【第 5 章 行政運営】における第 15 条（総合計画）に関して、どこまでを議決事項とすべきか示すべきとの意見が委員からあったが、会長より、議会との調整事項であり、どこまでを議会議決事項にしているかは事務局での調整になると整理していただいた。

- ④ 【第 5 章 行政運営】における第 19 条（パブリックコメント）に関して、上位法の改正に伴う条例等の改正に関しては、パブリックコメントの対象とは考えにくく、場合によってパブリックコメント条例を策定してもよいかもしれないといった発言があった。

裏面へ続きます

- ⑤ 【第6章 住民投票】に関して、「個別設置型」と「常設型」の2パターンの条文案をお示しいただいたところ、過半数の委員より、住民の声が届きやすいといった観点から常設型の方が良いのではないかといった意見があった。
- なお、どちらのパターンが良いか、次回、審議会での投票で確定することとした。
- ⑥ 【第7章 地域コミュニティ】に関して、会長素案に対して、特段の異論なく、委員から了解を得られた。
- ⑦ 【第9章 条例の見直し】に関して、「見直しが生じたときは、審議会で検討するのが良いのではないかと」の意見があったことから、再検討することとした。
- ⑧ 【第1章 総則】の第3条（定義）の第1号「町民」に関して、会長素案の記載で、特段の異論なく、委員から了解を得られた。
- ⑨ 【第3章 まちづくりの基本原則】の第5条（情報共有の原則）に関して、「みんなで…」を「相互に…」との表記に修正する。
- ⑩ 【第3章 まちづくりの基本原則】の第7条を「協働の原則」「連携協力の原則」にするかに関しては、次回、審議会での投票で確定することとした。

以上